

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第29回 憲法の変動と保障

1. 憲法保障

- ・ 憲法の最高法規性が違憲的な権力行使によって侵されうるとき、または侵されたとき、それを防止し、または是正するための装置を憲法秩序に内蔵しておく必要がある。
- ・ 憲法自身に内蔵している憲法保障制度としては、憲法の最高法規性の宣言（98条）、公務員の憲法尊重擁護義務（99条）、権力分立制（41条、65条、76条）、憲法の硬性性（96条）などがあるが、その1つとして、違憲審査制が位置づけられる。
- ・ 超憲法的な根拠によって認められる憲法保障制度として、抵抗権（国家権力が人間の尊厳を侵すような状況において、自らの人間の尊厳を確保するため、国民が、実定法上の義務を拒否しうる権利）と、国家緊急権（平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、立憲的憲法秩序を一時停止して、必要な措置を講じる権限）を認めうるか否かについて、議論が分かれている。

2. 憲法改正の意義

- ・ 憲法改正とは、憲法に定められた改正手続に従い、憲法典中の前文または本文の個別条項を修正・削除・追加し、または条項を新設し増補することによって、憲法を形式的に改変することをいう。
- ・ 形式的な改正手続をとらずに、現実社会において、憲法規範の本来の意味を変更するような現実が生起し、それが一定の段階に達したとき、憲法改正と同様の法的効果が生ずると解することができるか否かについては、争いがある。

3. 憲法改正権の限界

- ・ 日本国憲法 96 条は、憲法改正手続を次のように定める。(1) 国会が、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で発議する。(2) 国民投票によって、過半数の賛成で、承認される。(3) 天皇が、国民の名で、公布する。
- ・ 憲法改正権に法的な限界があるか否かについては、議論が分かれている。改正手続によればどのような改正もできるという改正無限界説もあるが、改正手続によっても一定の事項については改正できないとする改正限界説が通説である。

Quiz

Q29-1 憲法の規範内容が踏みにじられたり不当に変質させられたりしないようにする様々な国法上の工夫は、広く「憲法の保障」と言われるが、その代表的な方法や考え方に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 国家緊急権は、外敵の侵入、内乱や大規模な災害などにより国家の存立が脅かされる事態に至った場合に執り得る非常措置権とされるが、平常時における立憲主義の一時停止を認める権限であるから、憲法の明文で国家緊急権を容認している例は諸外国にもない。
- イ. 抵抗権は、政府による権力の濫用によって立憲主義秩序が破壊された場合に国民がそれに反抗する権利とされるが、実力の行使を伴う危険なものであるから、権利として実定法化することは不可能である。
- ウ. 憲法の連続性を維持するための特別な手続を定める憲法改正規定や憲法の最高法規性を確保するために特別な合憲性統制の途を設ける違憲審査制は、ともに憲法の保障の一つの方法として位置付けられる。

Q29-2 日本国憲法の改正に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 憲法改正の手続において必要とされる発議とは、通常の議案についていわれる発議が原案を提出することを意味するのとは異なり、国民に提案すべき憲法の改正案を国会が決定することを意味している。
- イ. 国民による承認の要件として必要とされる過半数の賛成の意味については、憲法上複数の解釈があり得たが、それらの中から、法律で、有効投票総数の過半数の賛成をいうものと定められた。
- ウ. 国民投票において過半数の賛成があったとしても、一定の投票率に達しなかったときは、その国民投票は成立せず、国民の承認を得られなかったものとする制度が、法律で設けられている。